

第 4 3 号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和 3 4 年八王子市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（総則） 第 1 条 八王子市（以下「市」という。）が行う国民健康保険の事務については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 （運営協議会の委員の定数） 第 2 条 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 2 項の規定に基づく八王子市国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) （略） (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2 人 （課税額） 第 1 1 条 納税義務者に対して課する保険税	（総則） 第 1 条 八王子市（以下「市」という。）が行う国民健康保険については、法令その他別に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。 （運営協議会の委員の定数） 第 2 条 八王子市国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) （略） (4) 被用者保険等保険者（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）附則第 1 0 条第 3 項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2 人 （課税額） 第 1 1 条 納税義務者に対して課する保険税

の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が1

の課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を

9万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

- 第12条 前条第2項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.5を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

- 第14条 第11条第2項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について2万9,000円とする。

（保険税の減額）

- 第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、

9万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

- 第12条 前条第2項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.3を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

- 第14条 第11条第2項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について2万8,000円とする。

（保険税の減額）

- 第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、

33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2万300円</u> イ・ウ （略） (2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び同法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者（以下「特定同一世帯所属者」という。）1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1万4,500円</u> イ・ウ （略） (3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,800円</u> イ・ウ （略）	33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1万9,600円</u> イ・ウ （略） (2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び同法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者（以下「特定同一世帯所属者」という。）1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1万4,000円</u> イ・ウ （略） (3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,600円</u> イ・ウ （略）
--	--

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。